

第13章 大規模火災対策

第1節 大規模火災予防計画

【関係機関】 県（防災局、土木部）、警察本部、市町村、消防本部、第九管区海上保安本部、県民、企業・事業所、学校

1 計画の方針

(1) 基本方針

多数の死傷者等の発生が危惧される大規模な火災を未然に防ぐとともに、発生した場合の被害の拡大を防ぐため、県、その他関係機関は、火災予防体制の整備、防火思想の普及、消防体制や資機材等の整備・充実を図る等必要な対策を講ずる。

(2) 各主体の責務

ア 県民（各家庭、地域、企業、学校、事業所等）は、異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意し、また、安全装置付火気器具を使用する等、未然に火災の発生を防止するとともに、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を徹底し、消火器具等の設置に努める。

イ 市町村は、火災に強いまちづくりを推進するとともに、住民の防火に関する知識の普及に努め、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。

ウ 県は、市町村・消防機関の協力を得て、火災に強いまちづくりを促進するとともに、防火思想の普及促進に努め、自主防災組織の育成強化を支援する。

2 県民・企業等の役割

(1) 県民の役割

ア 異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意する。

イ 安全装置付火気器具の使用に努める。

ウ 消防法で義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

エ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。

オ 台所など火を使う場所の不燃化に努める。

カ カーテン、じゅうたん等は、防災製品の使用に努める。

キ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。

ク 町内会や自治体等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

(2) 地域の役割

町内会及び自主防災組織等は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日ごろから火災防止意識の醸成に努める。

(3) 企業・事業所等の役割

ア 防火管理者及び防災管理者の選任義務のある事業所等は、自衛消防組織を設置するとともに、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実

務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。

イ 救出・救護知識の普及及び必要な資機材を整備する。

ウ 厨房設備等の適切な使用、維持管理を徹底するとともに、火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。

エ 病院、社会福祉施設等要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理を行う。

3 県の役割

(1) 防火思想の普及促進

県民に対して、市町村・消防機関の協力を得ながら、以下の啓発を推進する。

ア 全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

イ 火災を早期に発見し、逃げ遅れや延焼を防止するため、住宅用火災警報器等の設置及び維持管理の徹底について周知するとともに、より効果的な連動型住宅用火災警報器の積極的な活用を促進する。

(2) 火災に強いまちづくり

ア 市町村と連携し、以下により、火災に強い都市構造の形成に努める。

(ア) 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備

(イ) 土地区画整理事業、市街地再開発事業等による木造住宅密集市街地の解消等

(ウ) 建築物や公共施設の耐震・不燃化への支援

(エ) 水面・緑地帯の計画的確保

(オ) 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備

イ 火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

ウ 積雪期においては、大規模火災発生現場への消防車両の通行確保のため、平常時から関係機関と協力し道路の除雪に努めるとともに、冬期道路交通確保計画に基づき交通確保を図る。

(3) 自主防災組織の育成強化

市町村と十分協議の上、地域の自主防災組織の育成強化や防火防災教育を支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。

(4) 消防設備士等の活用

消防設備士、防火管理者、防災管理者等の資質の向上を図り、事業所等における防火管理及び防災管理体制の整備を図る。

4 市町村の役割

(1) 防火思想の普及促進

ア 全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

イ 火災を早期に発見し、逃げ遅れや延焼を防止するため、住宅用火災警報器等の設置及び維持管理の徹底について周知するとともに、より効果的な連動型住宅用火災警報器の積極的な活用を促進する。

(2) 火災に強いまちづくり

ア 以下により、火災に強い都市構造の形成を図るものとする。

(ア) 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備

(イ) 土地区画整理事業、市街地再開発事業等による木造住宅密集市街地の解消等

(ウ) 建築物や公共施設の耐震・不燃化

(エ) 水面・緑地帯の計画的確保

(オ) 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備

(カ) 防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導

イ 火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

ウ 積雪期においては、大規模火災発生現場への消防車両の通行確保のため、平常時から関係機関と協力し、道路の除雪に努める。また、消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合には、火災の有無にかかわらず除雪を行う。

(3) 消防力の整備充実

消防職員及び消防車両等について、消防力の整備指針に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備充実に努める。

(4) 応援体制の強化

より多くの消防力を迅速に投入できるよう、あらかじめ応援要請の基準を定め、応援体制の強化を図る。

(5) 消防水利の確保

同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、消火栓及び耐震性貯水槽の整備並びに関係機関との給水活動等についての協定の締結など地域の実情に即した多元的な水利の確保を図る。

(6) 消防団の充実強化

ア 地域住民、事業所の消防団活動への理解を深め、協力を得るため、広報活動の更なる充実や消防団協力事業所表示制度の活用、消防団員を雇用する事業所と消防団との情報交換等により協力体制を強化する。

イ 消防団員に対して、安全装備の充実や正しい着装の徹底等により、安全管理の

徹底を図る。

ウ 迅速、効率的な消防活動の実施のため、通信設備及び消防ポンプ自動車等を整備するなど機動力の強化を図る。

(7) 要配慮者に対する配慮

ア 市町村は、要配慮者と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者や防火クラブ、自主防災組織等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。

イ 市町村は、避難行動要支援者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の普及を図る。

(8) 避難場所、避難所等の指定・避難誘導

ア 避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日ごろから住民への周知徹底に努める。

イ 発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

ウ 高齢者、障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

(9) 臨時ヘリポートの整備

災害時には専用場外離着陸場以外のヘリポート適地が必要となることから、小中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等のうち、避難場所と重ならない場所を臨時離着陸場としてあらかじめ指定する。

(10) 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 防火思想の普及促進
- ・ 出火防止対策
- ・ 初期消火体制
- ・ 火災拡大防止体制

5 防災関係機関の役割

(1) 消防機関

ア 住民等に対して、全ての住宅において設置が義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理の徹底を図る。

イ 住民等に対して、防火診断等を通じて火災予防に関する知識の普及を図るとともに、地域における消防訓練への参加を促進し、防災意識及び防災行動力の向上を図る。

ウ 不特定多数の者が利用する特定防火対象物に対し、重点的に予防査察を実施して、避難経路の確保や防火管理の徹底等を指導する。

エ 初期消火体制の確立を図るため、防火管理者を置く事業所に対して消防計画に基づく各種訓練等を通じて指導を行う。

オ 消防水利の位置を明記した地図（水利マップ）を整備する。

カ 木造建築物密集地域等の大規模な火災につながる危険性の高い地域の確認・指定又は再確認・見直しを行う。

キ 上記カの地域の火災防ぎょ計画を策定する。

ク 火災の発生に対して、消防力を迅速かつ的確に最大限投入し確実に消火するた

め、気象条件を勘案した出動基準を定める。

ケ 強風下において迅速かつ的確な消火活動を行うため、強風下における消火活動要領を定める。

コ 単独で対処不可能な災害の発生に備え、新潟県広域消防相互応援協定等に基づく訓練を実施する。

(2) 警察本部

ア 発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

イ 広域的な交通管理体制の整備に努める。

(3) 第九管区海上保安本部

大規模火災発生時の港湾施設及び船舶からの火災発生に備え、関係機関と協同で消火訓練を実施するなど、体制のより一層の充実を図る。

第2節 大規模火災応急対策

【関係機関】 県災害対策本部（統括調整部）、市町村、消防本部、警察本部、第九管区海上保安本部、自衛隊、消防庁、県民、企業・事業所

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模な火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、住民の初期消火による延焼防止、消防機関等の迅速・効果的な消火活動及び応援要請による消防力の増強等の応急対策を講ずるものとする。

(2) 各主体の責務

ア 県民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報しなければならない。

イ 消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動に当たる。

ウ 消防本部は、火災が発生した場合、消防団と連携し適切な消火活動を行うとともに、関係機関に協力要請を行うほか、自らの消防力で対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請を迅速に行う。

エ 緊急消防援助隊新潟県代表消防機関（新潟市消防局、代行：長岡市消防本部及び上越地域消防局。以下本節中「新潟市消防局等」という。）は、消防の広域応援の必要がある場合は、被災地消防本部及び県と協力してその対応に当たる。

オ 県は、大規模な火災が発生した場合、被災市町村の被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関への応援を要請し、消火活動の迅速な実施を図る。

(3) 要配慮者に対する配慮

近接住民、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は、避難行動要支援者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、身の安全を確保するとともに、初期消火に努める。

(4) 積雪期の対応

ア 県民の対応

(ア) 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。

(イ) 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず除雪に協力する。

イ 消防機関の対応

(ア) 火災発生現場への消防車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

(イ) 積雪地においては、雪上車を保有する機関・事業者に、現場への人員、資材等の輸送に対する協力を要請する。

(ウ) 火災発生時に速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の

消防水利の除雪及び点検を行い、適切な維持管理に努める。

(5) 惨事ストレス対策

ア 消火活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ 消防機関においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

2 情報の流れ

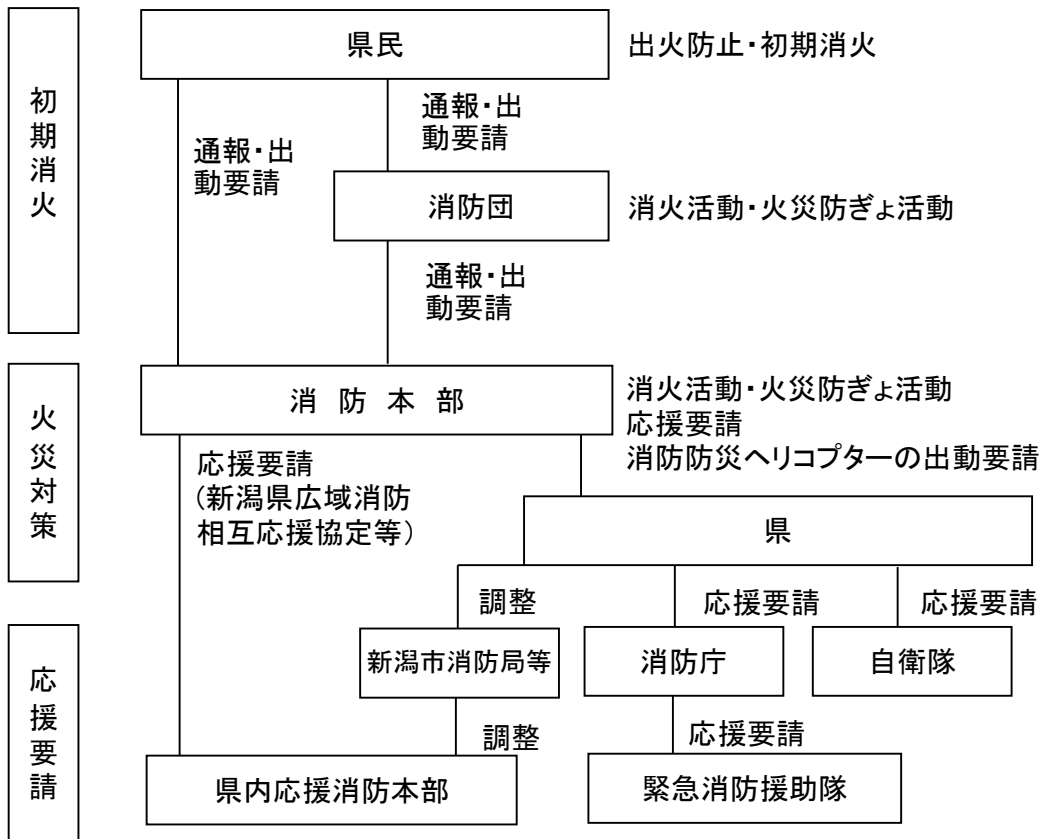
(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県民	消防団・消防本部	出火・延焼の通報
消防団・消防本部	市町村、警察署	出火・延焼等被害状況、消火活動・避難情報、応援要請
市町村、消防本部	被災地外消防本部又は地域代表消防本部(大規模火災の場合) 県	出火・延焼等被害状況、消火活動・避難情報、応援要請(県内消防、緊急消防援助隊、自衛隊)
県	消防庁、自衛隊	出火・延焼等被害状況、消火活動・避難情報、緊急消防援助隊要請、自衛隊要請

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市町村、消防団・消防本部、警察署	県民	出火・延焼等被害情報、避難・消火活動情報
被災地外消防本部又は地域代表消防本部(大規模火災の場合)	市町村・消防本部・県	県内広域消防応援部隊出動
県、警察本部	市町村・消防本部	緊急消防援助隊出動、自衛隊出動、ヘリコプター偵察情報
消防庁・自衛隊等	県	緊急消防援助隊出動 自衛隊出動

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 初期消火

実施主体	対策	協力依頼先
県民	<p>県民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、家庭及び職場において、出火防止、初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に火災発生を通報しなければならない。</p> <p>(1) コンロ、暖房器具等の火の元を消す。</p> <p>(2) 出火した場合は、近傍の者にも協力を求めて初期消火に努める。</p> <p>(3) 消防機関へ迅速に火災発生を通報する。</p>	消防署（所） 消防団
自主防災組織	<p>地域、職場等の自主防災組織は、自ら身の安全が確保できる範囲内で、消防機関の到着までの間、極力自力消火・救助活動を行う。</p>	消防署（所） 消防団
消防団	<p>消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動に当たる。</p> <p>ア 消防団の参集 参集の必要な火災を覚知した場合は、速やかに所属消防団へ参集し、消防資機材等を準備す</p>	消防署（所）

	<p>る。</p> <p>イ 初期消火の広報 出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。</p> <p>ウ 情報の収集、伝達 現地の火災状況等を消防署所へ電話、無線等により連絡する。</p> <p>エ 消火活動 消防部隊が到着するまでの間、県民、自主防災組織等と協力し、迅速、効果的な消火活動に当たる。 消防部隊の到着後は、協力して消火活動等に当たる。</p>	
--	--	--

(2) 火災対策

実施主体	対 策	協力依頼先
消防本部	<p>市町村消防本部は、火災が発生した場合、消防団等とともに、適切な消火活動を行う。</p> <p>ア 消防職員の招集 火災警報発令時等における電話等を用いた消防職員の招集方法等に基づき、火災防ぎょ活動に必要な消防職員の迅速な参集を図る。</p> <p>イ 火災情報の収集 119番通報、駆けつけ通報、職員の参集途上の情報、消防団・自主防災組織等の情報を収集する。</p> <p>ウ 緊急車両等の通行路の確保 (ア) 警察及び道路管理者の情報をもとに災害現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて警察に対して交通規制を、また道路管理者に対して道路啓開を要請する。 (イ) 消防職員は、警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。</p> <p>エ 火災防ぎょ活動 (ア) 火災の延焼状況に対応した消防ポンプ自動車等の配置を行い、火災の拡大を防止し、鎮圧する。 (イ) 火災規模に比べ消防力が劣勢であり、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。 (ウ) 避難者収容施設、救急物資の集積所、救護所、災害対策実施上の中枢機関、県民生活に</p>	<p>県警察 道路管理者</p>

	<p>直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防ぎょ活動を行う。</p> <p>オ 消防水利の確保 消防機関は、水道事業者と連携し、予め作成した水利マップ等により、火災現場の状況に応じた迅速・的確な消防水利の確保を図るとともに、関係機関との協定等に基づく協力要請を行う。</p>	水道事業者 協定先機関
警察本部・警察署	<p>警察本部等は、県警ヘリコプター等により被害情報を把握するとともに、緊急車両等の通行路の確保を行う。</p> <p>ア 被害情報等の把握 (ア) 県警ヘリコプターのテレビ電送システム等により被害状況、消火活動状況を把握し、関係機関と連携し情報共有を図る。 (イ) 現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。</p> <p>イ 緊急車両等の通行路の確保 消防本部等の要請等必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行い、緊急車両等の通行路を確保する。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等の応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。</p> <p>ウ 災害現場周辺の交通規制 災害の状況により、災害現場周辺への車両の流入禁止等の交通規制を実施する。</p>	
県	<p>県は、大規模な火災が発生した場合、県警及び消防防災ヘリコプターのテレビ電送システム等により被害状況、消火活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。消防防災ヘリコプターは、市町村長等の要請に応じて消防活動等を行う。</p>	県警察
第九管区海上保安本部	<p>海上で船舶火災又は流出油等の火災が発生したときは、速やかに消火活動に当たる。また、港内・湾内等で船舶等の火災が発生したときは、陸上の消防機関とともに速やかに消火活動を行う。</p>	消防署（所） 消防団

(3) 避難誘導活動

風水害対策編第3章第9節「住民等避難計画」に準ずる。

(4) 広域応援の要請

実施主体	対 策	協力依頼先
消防本部	<p>ア 消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援を協定市町村等の長（消防長）又は地域の代表消防本部に要請する。</p> <p>イ 消防本部は、上記アによっても対応できないと判断した場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。</p> <p>ウ 消防本部は、上記ア・イの応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず、新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備する。</p>	隣接消防本部等 各地区代表消防本部 新潟市消防局等 県
新潟市消防局等	<p>ア 新潟市消防局等は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請の連絡（被災地消防本部からの事前情報を含む）が行われたときは、直ちに県内消防応援の実施に必要な調整・対応を行う。</p> <p>イ 上記アによる要請又は要請の可能性の連絡があった場合、新潟市消防局等は、緊急消防援助隊の応援要請についても県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課）と協議を開始するとともに、必要に応じて職員を県に派遣する。</p> <p>ウ 緊急消防援助隊の要請又は要請の可能性が生じた場合、新潟市消防局等は直ちに職員を県に派遣し、消防応援活動調整本部の設置の支援等を行う。</p>	県 県内消防本部
県	<p>ア 県は、被災地状況や被災地消防本部、新潟市消防局等及び総務省消防庁等関係機関と協議を行い、緊急消防援助隊の応援要請及び応援部隊の受援に備える。</p> <p>イ 県は、市町村から緊急消防援助隊の応援要請を受けた場合又は要請に備える必要がある場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防応援活動調整本部を県災害対策本部統括調整部又は防災局消防課に設置する。</p> <p>ウ 新潟県消防防災航空隊は上記アにおいて、緊急消防援助隊航空部隊に関する事項を所管する。</p> <p>エ 県は、消防本部からの要請があった場合又は自らの判断により、緊急消防援助隊を要請す</p>	新潟市消防局等 県内消防本部 消防庁 第九管区海上保安本部 自衛隊

	<p>る。</p> <p>オ 県は、市町村の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の消防広域応援をもっても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。</p> <p>自衛隊が消火活動を実施するために必要な、空中消火用資機材等の準備、関係者への協力依頼等を行う。</p>	<p>空中消火用バケツト依頼先 長野県、群馬県、栃木県、茨城県、静岡県</p>
市町村	<p>市町村は、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。</p>	県

5 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 消防体制の確立
- ・ 火災防ぎょ活動計画
- ・ 自主防災組織等の役割
- ・ 消防団活動計画
- ・ 応援要請
- ・ 他の防災機関の受入体制